

### 現状及び課題

#### (1) 病院前救護体制の整備

県では、病院前の救護体制を確立し、救命率の向上を図るために、救急救命士に対する指示体制や救急活動の事後検証体制等のメディカルコントロール体制<sup>※1</sup>を検討する「大分県救急業務協議会」を設置しています。

救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を向上させ、救急救命士の処置範囲の拡大等救急業務の高度化を図るためには、今後ともメディカルコントロール体制を充実していく必要があります。

また、メディカルコントロール体制のもとに適切な観察と判断等を行い、地域の特性と患者の重症度・緊急性に応じて搬送手段（ドクターカー、防災ヘリ、ドクターヘリ等）を選択し、適切な医療機関に直接搬送できる体制の整備が必要です。

(※1) 消防機関と医療機関との連携により、①救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言を要請できる、②実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する、③救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う体制をいう。

#### ① 救急救命士の育成

○ 救急救命士の業務については、平成15年4月から包括的指示による除細動の実施、平成16年7月から気管内チューブによる気道確保の実施及び平成18年4月からアドレナリン投与の実施（いずれも医師の具体的指示によるもの）、平成21年4月からアナフィラキシーショックに対するアドレナリン（エピネフリン）投与の実施が可能になっています。

また、平成26年4月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与（医師の具体的指示によるもの。以下「ショックへの輸液・ブドウ糖投与」という。）が可能になるなど、その業務は拡大しています。

○ 大分県救急業務協議会では、気管内チューブによる気道確保及びショックへの輸液・ブドウ糖投与の実施が可能な認定救急救命士を育成しています。令和5年4月1日現在、気管内チューブによる気道確保が可能な認定救急救命士数は272名、ショックへの輸液・ブドウ糖投与が可能な認定救急救命士数は445名となっています。また、他の救命士の指導を行う指導救命士の認定も行い、令和5年4月1日現在、59名の指導救命士を認定しています。

#### ② 指示及び事後検証体制

○ 大分県救急業務協議会の下に、「大分県メディカルコントロール協議会」を設置して、救急隊員が24時間医師に指示、指導、助言を要請できる体制を整備しています。

○ 県内を8ブロックに分け、各地域で事後検証会議を実施しています。

#### ③ その他

○ 令和4年4月1日現在、県内の14消防本部に65台の高規格救急自動車が導入されています。

○ 令和4年4月1日現在、県内救急隊60隊のうち、救急救命士を配置して

いるのは、60隊となっています。

- 傷病者の搬送及び医療機関による受入れの迅速かつ適切な実施を図るため、平成23年3月に、傷病者の状況把握や搬送先医療機関の選定などについて定めた「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を策定しています。
- 救急需要が増加傾向にある中、国では、救急車の適時・適切な利用や救急医療機関の受診の適正化を図るため、急な病気やけがにより、救急車を呼ぶべきか、今すぐ病院に行くべきか迷ったときに、救急車要請の要否や適切な診療科目、診察可能な医療機関等を相談者に電話でアドバイスを行う救急安心センター事業（#7119）の導入を推進しています。
- 高齢者救急は増加し、救急搬送に占める高齢者の割合は増加傾向にあります。また、救急隊が心肺停止傷病者的心肺蘇生を望まないと伝えられる事案の対応について、多くの消防本部で課題として認識されています。

## （2）救急医療体制の整備

医療提供体制が希薄となる休日及び夜間における救急医療体制を確保するため、軽症患者の医療を確保するための「初期救急医療」、手術や入院が必要な重症患者の医療を確保するための「第二次救急医療」、頭部外傷等の重篤患者の医療を確保するための「第三次救急医療」と、体系的な救急医療体制の整備を推進しています。

この救急医療体制を維持していくためには、医療機関、搬送機関及び県民の協力が不可欠であり、また、初期から二次・三次へと後方病院につなぐ体制に加え、三次から二次・初期へと在宅生活につなぐ体制の整備が必要です。

### ① 初期救急医療体制

- 初期救急医療体制は、外来診療で比較的軽症な患者を受け入れるための体制です。
- 16の郡市医師会が「在宅当番医制」及び「休日当番医制」などを実施するとともに、7郡市医師会等が「夜間在家当番医制」などを実施しています。
- 別府口腔保健センター（別府市歯科医師会）による「休日等歯科診療所」の運営のほか、他の圏域において休日等の「歯科在宅当番医制」を実施しています。

### ② 第二次救急医療体制

- 第二次救急医療体制は、初期救急医療施設や救急搬送機関との連携により、休日及び夜間における重症患者を受け入れるための体制です。
- 地域の実情に応じて、病院群輪番制病院（7医療圏38施設）及び共同利用型病院（3医療圏3施設）で実施しています。
- その他、救急医療体制として、救急病院等を定める省令に基づき、県知事が認定した救急告示病院等があります。
- 休日や夜間に、第二次救急医療施設に患者が集中することなどにより、地域の核的病院の医師が疲弊し、その結果、医師不足に拍車をかけ、圏域内での第二次救急医療体制に影響を与えることが懸念されます。
- 市町村などの協力のもと、県民に対する救急医療施設の利用に当たっての配慮についての啓発が必要となっています。

### ③ 第三次救急医療体制

- 第三次救急医療体制は、初期及び第二次救急医療施設等との連携のもと、脳卒

中、急性心筋梗塞や、重症外傷等の複数の診療領域にわたる重篤患者に対し、高度な専門的医療を総合的に実施するための体制です。

- 本県の救命救急センターは、昭和 53 年度に指定した大分市医師会立アルメイダ病院、平成 20 年度に指定した大分大学医学部附属病院、大分県立病院及び国家公務員共済組合連合会新別府病院の 4 病院となっています。そのうち、大分大学医学部附属病院については、平成 25 年 10 月に高度救命救急センターに指定しました。

#### ④ 広域救急医療体制の整備

- 防災ヘリ「とよかぜ」の救急搬送業務を充実させるため、医療用資機材を整備するとともに、平成 18 年 11 月に救急業務出動基準を、令和 2 年 4 月に大分県（標準）救急活動プロトコールの一部として「大分県防災航空隊救急救命処置引継要領」を定め、出動要請の円滑化や搬送中の処置の適正化を図っています。併せて令和 5 年 4 月より搬送中の処置について医師を交えて検証を行い、今後の搬送に生かす仕組みである事後検証ブロックに防災航空隊ブロックを創設しました。
  - また、平成 18 年 4 月には、福岡県が導入している<sup>※1</sup>救急医療用ヘリコプター（ドクターへリ）について、共同運航に関する協定を結び、救急医療施設から遠く離れた地域の救急医療体制の充実を図っています。
- （※1）福岡県ドクターへリは、久留米大学病院高度救命救急センターに配備されており、県内では中津市、日田市、九重町、玖珠町の 4 市町が運航区域です。
- さらに、平成 24 年 10 月には、大分大学医学部附属病院を基地病院とする本県独自のドクターへリの運航を開始し、3 機体制でへき地等の広域救急医療を提供する体制を整備しています。

#### ⑤ I C T を活用した救急医療体制の整備

- 関係機関間の連絡ツールとして、クラウド統合型救急支援システムを導入し、円滑な救急搬送を推進するとともに、救急医療連携システム（Join）を活用し、医師が院外の専門医に助言を求め、診療支援を受けられる体制を整備しています。

### （3）救命期後の医療提供体制の整備

- 在宅等での療養を望む患者については、在宅医療の提供に加え、訪問・通所リハビリテーションなどの実施など、社会福祉施設等と連携のうえ、在宅等での包括的な支援を行う体制の確保・充実が必要です。

### （4）新興感染症まん延時の救急医療体制

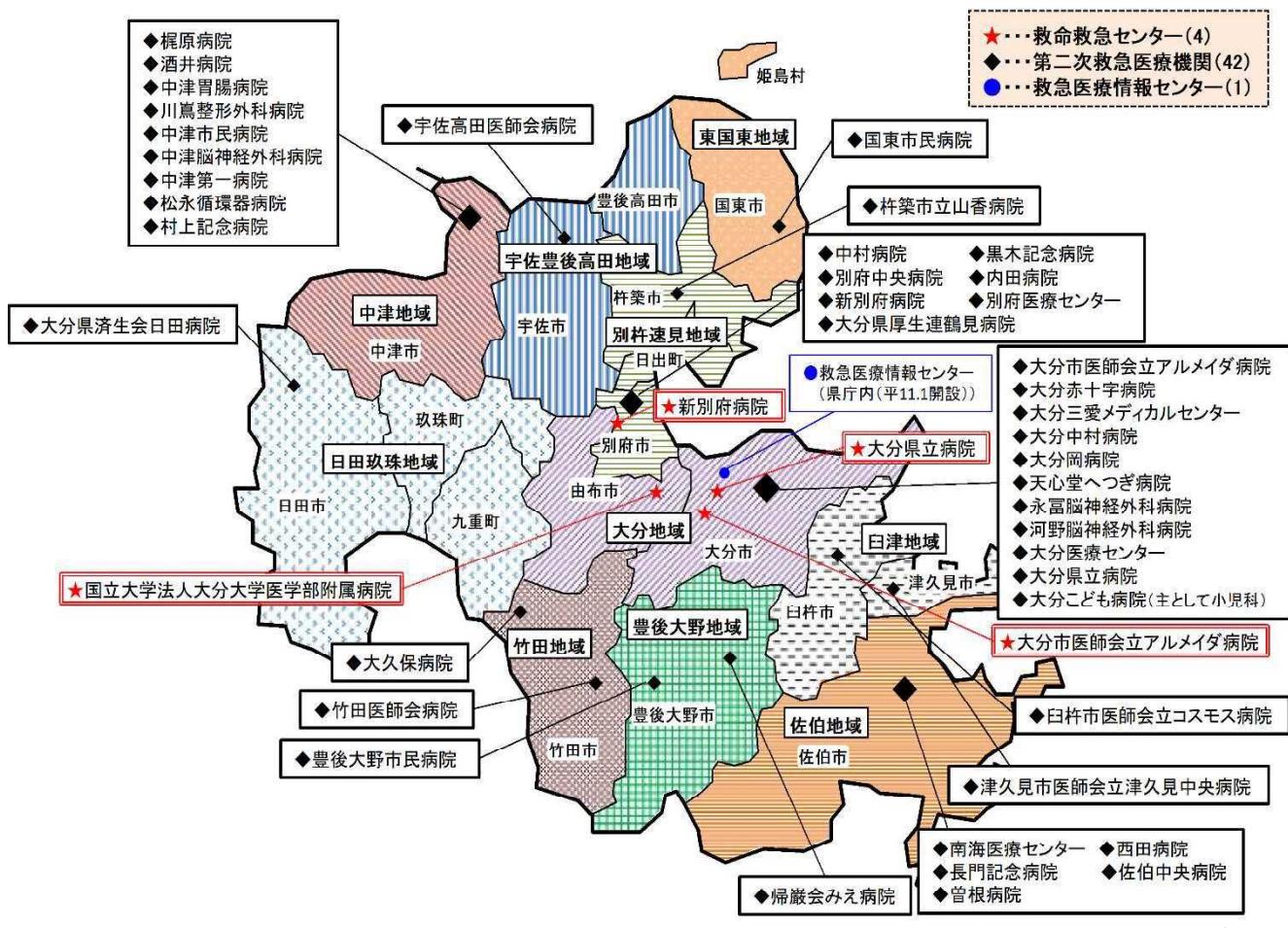
- 新型コロナウイルス感染症の対応においては、流行時の救急医療体制についての各医療機関の役割が十分に具体化されておらず、救急搬送が特定の医療機関に集中するなど、医療提供体制の課題が見られました。
- 特に感染拡大期には、入院患者の急増と医療従事者の感染による人員不足が重なり、一時的に医療負荷が増大しました。そのことが救急医療にも大きな影響を及ぼし、救急患者の受入れが困難になる事案が増加しました。
- こうした新型コロナウイルス感染拡大時の対応を踏まえ、平時から、新興 感染症の発生・まん延時においても救急医療を継続的に提供できる体制について

て、救急医療対策協議会等で協議する必要があります。

### 圏域の設定と状況

○ 傷病者の救命率の向上を図るためにには、できるだけ身近な医療機関で医療提供を行う必要があるため、救急医療に関する医療圏（以下「救急医療圏」という。）については、高次医療機能を有する医療資源の偏在等地域の実情などを踏まえ、10 医療圏を基本とします。

ただし、第二次救急医療、第三次救急医療については、単一の救急医療圏だけでは完結できない圏域もあることから、大分、別杵速見などによる支援（連携・補完）体制を設定します。



	調査時点	東国東	別杵速見	大分	臼杵	佐伯	豊後大野	竹田	日田玖珠	中津	宇佐豊後高田
救命救急センター	R6.1.1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0
第二次救急医療機関	R6.1.1	1	8	11	2	5	2	2	1	9	1
救急告示病院・診療所	R6.1.1	2	11	17	0	5	3	2	4	7	2

## 救急医療圏及び救急医療連携体制図

二次医療圏	事後検証 ブロック	救急医療圏	対象市町村及び救急医療体制		
			初期救急医療	二次救急医療	三次救急医療
東部	東部	東 国 東	国東市、姫島村		大分、別杵速見と連携
		別 杵 速 見	別府市、杵築市、日出町		大分と連携
中部	大分	大 分	大分市、由布市		
	由布		臼 津	臼杵市、津久見市	大分、別杵速見と連携
南部		南部	佐 伯	佐伯市	大分、別杵速見と連携
豊肥	豊肥	豊 後 大 野	豊後大野市		大分、別杵速見と連携
		竹 田	竹田市		大分、別杵速見と連携
西部	日 田 玖 珠	日 田 玖 珠	日田市、九重町、玖珠町		大分、別杵速見、福岡県久留米地区と連携
北部	北部	中 津	中津市		大分、別杵速見、福岡県北九州地区と連携
		宇佐 豊後高田	宇佐市、豊後高田市		大分、別杵速見、中津と連携

### 今後の施策

#### (1) 病院前救護体制の整備

##### ① メディカルコントロール体制の充実強化

- 第二次救急医療施設や救命救急センター等の協力のもと、救急救命士の教育の推進に努めます。
- 各地域ごとに定期的に事後検証会議を開催し、事後検証体制の確立を図ります。
- ドクターカーやドクターへリ等の活用の適否について、救急医療対策協議会等において定期的に検討し、効果的な運用を図ります。
- 傷病者の重症度・緊急度を判断し、的確な処置を行うために、医学的に吟味され救急現場にあった各種判断・処置の基準であるプロトコールを策定し、事後検証結果や処置範囲の拡大などを踏まえ隨時改訂します。
- 「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」を適宜改定し、迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。
- 救急時の関係機関間の連絡ツールとして、クラウド統合型救急支援システムを導入し、その普及に努めるとともに、効果的な運用を検討しながら、円滑な救急搬送を推進します。
- 全県一区で119番通報を一元化して受け付ける「おおいた消防指令センター」(消防指令業務共同運用事業)では、緊急性の高い救急現場や多数傷病者が発生した災害現場へのドクターカー、ドクターへリ、DMATの出動要請も一手に行います。要請時には、新たに導入される「映像通報システム」、さらには指令システムの3者通話機能を活用することで、現場と指令センターと医療機関が即座に情報共有が可能となり、迅速な医療資源の現場投入につながり、大分県全体の救命率向上も期待できます。

##### ② その他

- 急性心筋梗塞等により心肺停止となった場合に、患者の近くにいる者が迅速に

対応できるようにすることで、救命率の向上が期待できることから、市町村、関係団体と連携し、心肺蘇生法の講習の充実を図るなど、県民への普及に努めます。

- 救急車の適正利用について、救急の日等を活用した県民への啓発活動に努めます。
- 救急安心センター事業（#7119）は、全国的にも導入が進んでおり、救急搬送体制の負担軽減や救急医療機関の受診の適正化への効果が期待されるため、県内全域での導入に向けた検討を進めます。
- 自らが望む人生の最終段階における医療やケアについて、前もって考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い、共有する取組（人生会議）の普及啓発を行うとともに、本人の意思が尊重されるための環境整備を進めます。

## （2）救急医療体制の整備

### ① 初期救急医療体制の整備・充実

- 在宅当番医制等による診療体制の確保に努めます。

### ② 第二次救急医療体制の整備・充実

- 地域の医師会や第二次救急医療施設の協力のもと、地域の医師や看護師等の確保に努め、すべての救急医療圏での病院群輪番制病院及び共同利用型病院の確保に努めます。
- 初期、第三次救急医療施設及び救急搬送機関との連携を図り、傷病者の重症度・緊急度に応じ、適切な救急医療を地域の実情を踏まえて提供します。

### ③ 第三次救急医療体制の整備・充実

- 初期・第二次救急医療施設と救命救急センターとの連携を図るとともに、地域の実情に応じて他圏域の第三次機能を有する医療施設との地理的配置等による分担を行うことにより、体制の強化・充実を図ります。
- 救命救急センターをはじめ、救急医療施設の施設・設備整備を推進します。
- 地域などにおける新たな救命救急センターの設置についても検討します。

### ④ 広域救急医療体制の充実

- 大分県ドクターへり、防災へり、福岡県ドクターへりの3機のヘリコプターを活用した効果的な運用方法を検証するとともに、医療機関等の離着陸場の整備について検討するなど、広域救急医療体制の充実を図ります。
- 運航調整委員会や検証会などの議論をもとに、「大分県ドクターへり運航要領」を適宜改定し、迅速かつ適切に運航できる体制整備に努めます。
- 他県ドクターへりとの広域連携体制整備に向け、九州各県と議論を進めていきます。

### ⑤ I C Tを活用した救急医療体制の充実

- クラウド統合型救急支援システムや救急医療連携システム（Join）の活用を広めるとともに、救急医療体制の更なる充実を図るために、引き続き I C Tを活用した効果的な取組を検討します。

## （3）救命期後の医療提供体制の整備

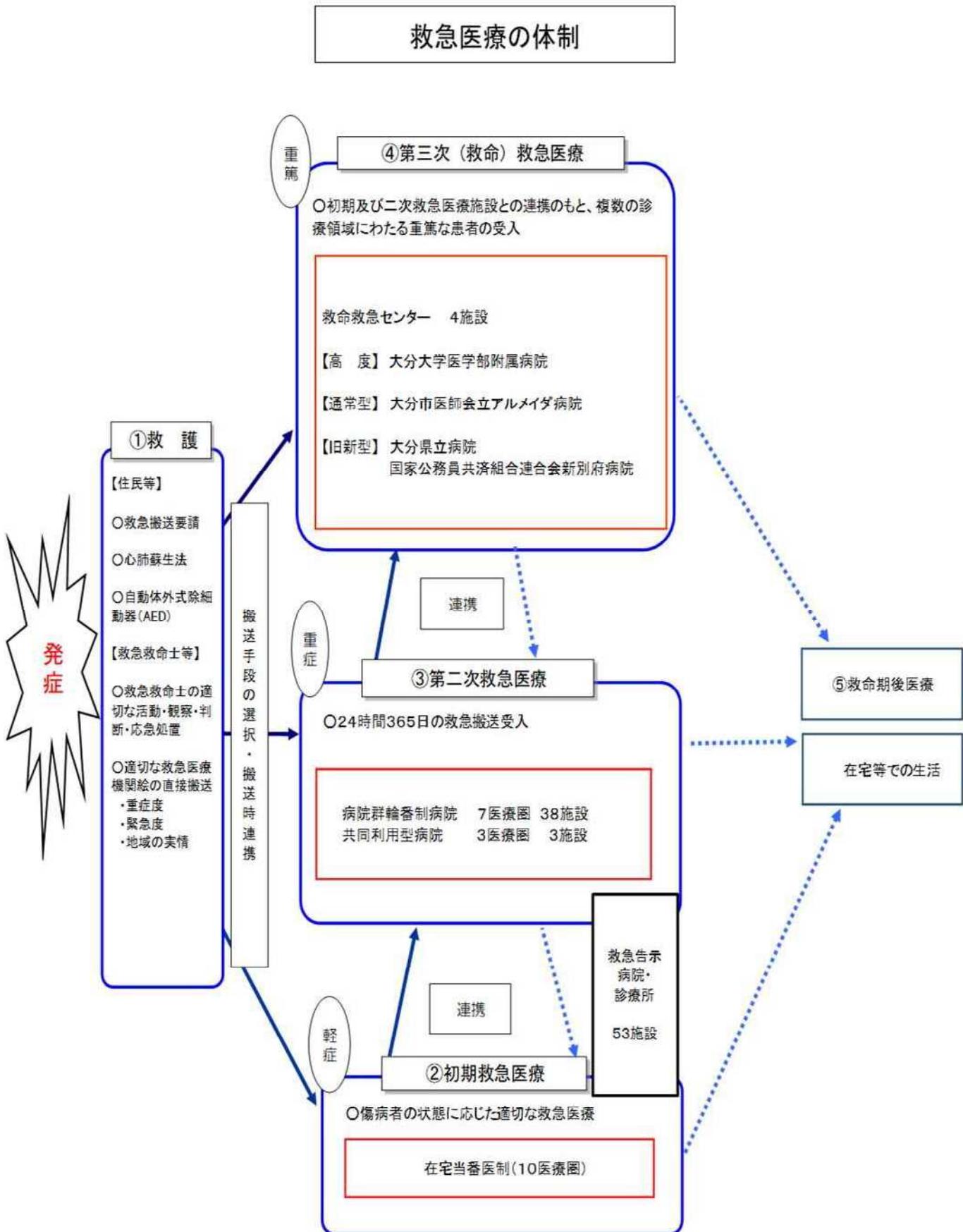
- 救急医療機関と在宅等での療養を支援する医療機関、社会福祉施設等との診療情報や治療情報の共有及びその連携促進に努めます。

#### (4) 新興感染症まん延時の救急医療体制

- 新興感染症の発生・まん延時においても、安定した救急医療体制を維持するため、救急医療対策協議会や感染症対策連携協議会等において、救急の医療提供体制を検討します。
- 新興感染症の病原性や重症度等を踏まえ、各医療機関の機能に応じた体制の整備を図ります。

#### (目標)

項目	現状 (令和4年度末)	目標 (令和11(2029)年度)
救急自動車による医療機関への平均収容所要時間	38.7分 (令和3年)	39.0分以下 ※目標年度の推測時間 39.0分 (消防保安室調べ)
初期救急医療体制の整備・拡充	在宅当番医制等 10圏域	在宅当番医制等 10圏域
第二次救急医療体制の整備・拡充	病院群輪番制病院 7圏域 共同利用型病院 3圏域	病院群輪番制病院 7圏域 共同利用型病院 3圏域 ※ 現行体制の維持・充実
第三次救急医療体制の整備・拡充	救命救急センター設置数 高度 1施設 通常型 1施設 旧新型 2施設	救命救急センター設置数 高度 1施設 通常型 1施設 旧新型 2施設



**救急関連医療機関一覧表**

医療圏	医療施設名	救命救急センター	第二次救急医療機関	救急告示病院・診療所	所在地	電話番号(代表)
東国東	1 国東市民病院		○	○	国東市安岐町下原1456	0978-67-1211
	2 あおぞら病院			○	国東市国東町小原2650	0978-72-0455
別杵速見	1 国立病院機構別府医療センター		○	○	別府市大字内竈1473	0977-67-1111
	2 大分県厚生連鶴見病院		○	○	別府市大字鶴見4333	0977-23-7111
	3 中村病院		○	○	別府市秋葉町8-24	0977-23-3121
	4 国家公務員共済組合連合会新別府病院	○	○	○	別府市大字鶴見3898	0977-22-0391
	5 別府中央病院		○	○	別府市北的ヶ浜町5-19	0977-24-0001
	6 黒木記念病院		○	○	別府市照波園町14-28	0977-67-1211
	7 内田病院		○	○	別府市末広町3-1	0977-21-1341
	8 杵築市立山香病院		○	○	杵築市山香町大字野原1612-1	0977-75-1234
	9 杵築中央病院			○	杵築市大字杵築120番地	0978-62-3080
	10 サンライズ酒井病院			○	速見郡日出町3156番地1	0977-72-2266
	11 鈴木病院			○	速見郡日出町3904番6	0977-73-2131
大分	1 大分県立病院	○	○	○	大分市大字豊饒476	097-546-7111
	2 大分大学医学部附属病院	○		○	由布市挾間町医大ヶ丘1-1	097-549-4411
	3 大分赤十字病院		○	○	大分市千代町3丁目2-37	097-532-6181
	4 今村病院			○	大分市大手町3丁目2-29	097-532-5181
	5 大分三愛メディカルセンター		○	○	大分市大字市1213番地	097-541-1311
	6 大分中村病院		○	○	大分市舞鶴町1丁目4-1	097-536-5050
	7 国立病院機構大分医療センター		○	○	大分市大字横田2-11-45	097-593-1111
	8 大分岡病院		○	○	大分市西鶴崎3丁目7-11	097-522-3131
	9 大分こども病院		◎	○	大分市大字片島83-7	097-567-0050
	10 大分健生病院			○	大分市古ヶ鶴1丁目1-15	097-558-5140
	11 天心堂へつぎ病院		○	○	大分市大字中戸次二本木5956	097-597-5777
	12 永富脳神経外科病院		○	○	大分市西大道2-1-20	097-545-1717
	13 河野脳神経外科病院		○	○	大分市大字森町字花ノ木通511-1	097-521-2000
	14 大分市医師会立アルメイダ病院	○	○		大分市大字宮崎1509-2	097-569-3121
	15 医療法人輝心会大分循環器病院			○	大分市大字三芳320番3	097-544-8800
	16 湯布院病院			○	由布市湯布院町川南252	0977-84-3171
	17 大分記念病院			○	大分市羽屋9組5	097-543-5005
	18 有田胃腸病院			○	大分市牧1丁目2番6号	097-556-1772
臼津	1 臼杵市医師会立コスモス病院		○		臼杵市大字戸室字長谷1131-1	0972-62-5599
	2 津久見市医師会立津久見中央病院		○		津久見市大字千怒6011番地	0972-82-1123
佐伯	1 西田病院		○	○	佐伯市鶴岡西町2-266	0972-22-0180
	2 御手洗病院			○	佐伯市蒲江大字蒲江浦2215-9	0972-42-0003
	3 長門記念病院		○	○	佐伯市鶴岡町1-11-59	0972-24-3000
	4 南海医療センター		○		佐伯市常盤西町7番8号	0972-22-0547
	5 佐伯中央病院		○	○	佐伯市常盤東町6番30号	0972-22-8846
	6 曽根病院		○	○	佐伯市長島町2-18-24	0972-23-8877
竹田	1 竹田医師会病院		○	○	竹田市大字拌由原448	0974-63-3241
	2 大久保病院		○	○	竹田市久住町大字栢木6026-2	0974-64-7777
豊後大野	1 豊後大野市民病院		○	○	豊後大野市緒方町馬場270	0974-42-3121
	2 帰巣会みえ病院		○	○	豊後大野市三重町赤嶺1250番地1	0974-22-2222
	3 福島病院			○	豊後大野市三重町市場231番地	0974-22-3321
日田玖珠	1 大分県済生会日田病院		○	○	日田市大字三和643-7	0973-24-1100
	2 日田中央病院			○	日田市淡窓2丁目5-17	0973-23-3181
	3 聖陵岩里病院			○	日田市大字高瀬16-18	0973-22-1600
	4 一ノ宮脳神経外科病院			○	日田市竹田新町2-48	0973-24-6270
中津	1 中津市立中津市民病院		○	○	中津市大字下池永173	0979-22-2480
	2 梶原病院		○	○	中津市中殿町3-29-8	0979-22-2535
	3 酒井病院		○	○	中津市中央町1丁目1-43	0979-22-0192
	4 川島整形外科病院		○	○	中津市大字宮夫17番地	0979-24-0464
	5 中津脳神経外科病院		○	○	中津市大字福島1055	0979-32-2555
	6 医療法人社団中津胃腸病院		○	○	中津市大字永添510	0979-24-1632
	7 松永循環器病院		○	○	中津市中央町1-3-54	0979-24-6060
	8 中津第一病院			○	中津市大字宮夫252番地の2	0979-23-1123
	9 村上記念病院		○		中津市諸町1799	0979-23-3333
宇佐	1 佐藤第一病院			○	宇佐市大字法鏡寺77-1	0978-32-2110
	2 高田中央病院			○	豊後高田市新地1176-1	0978-22-3745
	3 宇佐高田医師会病院		○		宇佐市大字南宇佐635番地	0978-37-2300

◎…主として小児対応